

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社絆ケア
ハピネス訪問看護ステーション

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する当社の基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束は行わないことを基本的な考え方とする。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。尚、ご本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もあるが、その場合も介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他行動制限が一時的なものであること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

① ご利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ ご利用者の思いをくみ取る、ご利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ ご利用者の安全を確保する観点から、ご利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りなが

らご利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、ご利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずることと共に事業所 HP に掲載し、ご利用者及びご家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制 (1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。

① 身体拘束等適正化委員会設置

年 1 回以上、定期的開催し以下内容の検討・協議を行う。尚、必要に応じて臨時で開催することもできる。

(ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握と対策検討

(イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き

(ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討

(エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への注意喚起や指導・研修内容

② 委員会の構成員

看護部長、総務部長、リハビリ部長、管理者、主任の 5 名で構成する。

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

尚、必要に応じてかかりつけ医、担当ケアマネージャー、地域包括支援センター、行政担当者とも情報連携を行う。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

ご本人の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

① 利用前・訪問前

やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、ご利用者の生命または身体を保護するための措置として、別紙「身体拘束適正化対応フロー図（通常時）」に則った手順を経て実施し、記録に残す

(ア) 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会に報告し、身体拘束等適正化委員会において協議し、議事録を残すと共に「やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式 1）を以て記録をする。

(イ) 身体拘束等の内容、時間等について、訪問看護計画書等に記載し、利用

者及び家族又はキーパーソンに対し、管理者又は訪問スタッフ等が説明を行い、訪問看護計画書への署名を以て同意を得たうえで実施する。

② 身体拘束等の継続と解除

(ア) 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、訪問看護記録書Ⅱを用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(イ) 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

(ウ) 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、訪問看護記録書Ⅱに記録する。

(エ) 身体拘束等解除の場合は即日、管理者又は訪問スタッフ等より家族又はキーパーソンに身体拘束等解除について説明し同意を得る。

③ 訪問時・緊急時

訪問時（夜間緊急訪問含む）にやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、ご利用者の生命または身体を保護するための措置として、別紙「身体拘束適正化対応フロー図（緊急時）」に則った手順を経て実施し、記録に残す。

(ア) 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を必ず記録する。（※身体拘束等適正化対応フロー図外の場合）その後、身体拘束等適正化委員会へ報告し、協議する。

(イ) ご家族への説明は翌日までに部長、管理者等が行い、同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

看護部長

① 身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

総務部長・リハビリ部長

① 身体拘束等適正化委員会の統括管理

② 支援現場における諸課題の統括管理

③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育の統括管理

管理者・主任

① 家族、相談支援専門員との連絡調整

② 本人の意向に沿った支援の確立

③ 施設のハード・ソフト面の改善

④ 記録の整備

職員

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附 則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。